○　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第二十六条の二（法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する内閣府令で定める書類は半期報告書（法第二十四条の五第一項（同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいい、法第二十四条の五第五項（法第二十七条において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する法第七条第一項、第九条第一項又は第十条第一項に規定する訂正報告書を含む。第二号及び第三号において同じ。）とし、法第二十六条の二に規定する内閣府令で定める用語、様式及び作成方法は次の各号に掲げる財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）の区分に応じ、当該各号に定める規定の定めるところによるものとする。この場合において、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 一　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するもの	（適用の一般原則） 第一条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「法」という。）第五条、第七条第一項、第九条第一項若しくは第十条第一項（これらの規定を法第二十四条の二第一項及び第二十四条の五第五項において準用する場合を含む。）、第二十四条第一項若しくは第三項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）若しくは第六項又は第二十四条の五第一項（この規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）についてこれらの規定を法第二十七条において準用する場合を含む。）の規定により提出される財務計算に関する書類（以下「財務書類」という。）のうち、次の各号に掲げるものの用語、様式及び作成方法は、当該各号に定める規定の定めるところによるものとし、この規則において定めのない事項については、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとする。 一　財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書（これらの財務書類に相当するもの

であつて、この規則を適用することが適当なものとして金融庁長官が指定した法人（以下「指定法人」という。）の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三百条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、次編及び第五編

二　第一種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項（法第二十七条において準用する場合を含む。）の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。）をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第三編及び第五編

三　第二種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項（同条第三項（法第二十七条において準用する場合を含む。）及び法第二十七条であつて、指定法人の作成するもの及び第二条の二に規定する特定信託財産について作成するものを含む。以下同じ。）並びに附属明細表又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表規則」という。）第三百条に規定する指定国際会計基準をいう。以下同じ。）により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、次編及び第五編

二　第一種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するもの並びに持分変動計算書をいう。）をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第三編及び第五編

三　第二種中間財務諸表（法第二十四条の五第一項の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中

において準用する場合を含む。）の表の第二号又は第三号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書に含まれる中間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第二条の二に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。）をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第四編及び第五編

［２～４　略］

（指定国際会計基準特定会社の特例）

第一条の二の二　法第二条第一項第五号又は第九号に掲げる有価証券の発行者（同条第五項に規定する発行者をいう。）のうち、次の各号に掲げる株式会社（以下「指定国際会計基準特定会社」という。）が提出する当該各号に定める財務諸表又は中間財務諸表（第一条第一項第二号又は第三号に規定する中間財務諸表をいう。以下同じ。）の用語、様式及び作成方法（第一号又は第三号に掲げる株式会社にあつては、それぞれ連結財務諸表又は第二種中間連結財務諸表を作成していない場合に限る。）は、第五編の定めるところによることができる。

間財務諸表（中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書（第二条の二に規定する特定信託財産について作成するこれらの財務書類に相当するものを含む。）又は第三百二十六条第二項の規定により指定国際会計基準により作成する場合において指定国際会計基準により作成が求められる中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書及び中間キャッシュ・フロー計算書に相当するものをいう。）をいう。以下同じ。）　この編（第一条の三を除く。）、第四編及び第五編

［２～４　同上］

（指定国際会計基準特定会社の特例）

第一条の二の二　［同上］

一　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　財務諸表 イ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書（法第二条第七項に規定する有価証券届出書をいう。次号及び第三号において同じ。）又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書（同条第一項に規定する有価証券報告書をいう。次号イ⑴において同じ。）において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行っていること。 ロ　［略］ 二　次に掲げる要件の全てを満たす株式会社　第一種中間財務諸表 イ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 ⑴　［略］ ⑵　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書（同項に規定する半期報告書をいう。次号イ⑵において同じ。）において、第一種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行っていること。 ロ　［略］ 三　［略］	一　［同上］ イ　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき提出する有価証券報告書において、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行っていること。 ロ　［同上］ 二　［同上］ イ　［同上］ ⑴　［同上］ ⑵　法第五条第一項の規定に基づき提出する有価証券届出書又は法第二十四条の五第一項の規定に基づき提出する同項の表の第一号の中欄に掲げる事項を記載した半期報告書において、第一種中間財務諸表の適正性を確保するための特段の取組に係る記載を行っていること。 ロ　［同上］ 三　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	